

令和 7 年厚木市農業委員会 3 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 25 日 火曜日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

2 番 早 川 暁

3 番 内 海 則 行

4 番 井 上 慎 一

5 番 曾 根 義 久

6 番 高 澤 友紀子

8 番 三 橋 澄 夫

9 番 清 田 徳 治

10 番 大 矢 和 人

11 番 中 丸 豊

12 番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者 7 番 鈴 木 好 弘

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任 農業政策課長

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 12 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 7 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 1 件）
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 10 件）
- 5 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）
- 6 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（5 件）
- 7 議案第 9 号 新規就農者の認定について（2 件）
- 8 議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について（94 件）
- 9 議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（63 件）
- 10 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について（5 件）
- 11 議案第 13 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条の規定による事業計画の決定について（1 件）
- 12 議案第 14 号 厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

7番の鈴木好弘委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和7年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の井上慎一委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、2月11日から3月10日までに受付したものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、8筆、面積は2,260.23平方メートルです。

法第5条につきましては、5件、27筆、面積は9,999平方メートルです。

法第4条及び第5条の総計は、12件、35筆、面積は12,259.23平方メートルです。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、2月11日から3月10日までに受付したものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は7人、農地の所有権を取得された相続人は7人、筆数は延べ23筆、面積は延べ8,571.06平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

対象地は上荻野字上田尻1筆の一部及び同1筆、登記地目はともに田、現況地目はともに畑で、合計面積は657平方メートルの内558平方メートルでございます。

賃貸人は茅ヶ崎市柳島海岸にお住まいのAさん、賃借人は上荻野にお住まいのBさんでございます。

賃貸人の都合により、令和7年2月2日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は10件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのCさんでございます。

対象地は、上荻野字王子原1筆、登記地目は畑、面積は413平方メートルです。

当該地は、平成7年頃から筆の一部を伝送装置置場として、平成23年頃から残地部分を駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税納税通知書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤由紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのDさんでございます。

対象地は、上荻野字下峯1筆、登記地目は畑、面積は92平方メートルです。

当該地は、平成11年に願出者が相続した時点で住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのEさんでございます。

対象地は、上荻野字丸山1筆、登記地目は畑、面積は1,461平方メートルです。

当該地は、昭和60年頃から広場として使用しており、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤由紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、長谷にお住まいのFさんでございます。

対象地は、長谷字竈堰1筆、登記地目は田、面積は763平方メートルです。

当該地は、平成21年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川暁委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願の提出者は、長谷にお住まいのGさんでございます。

対象地は、長谷字竈堰1筆、登記地目は畑、面積は449平方メートルです。

当該地は、平成21年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川暁委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて6番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのHさん外1人でございます。

対象地は、飯山字田野崎1筆、登記地目は畑、面積は193平方メートルです。

当該地は、昭和40年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて7番でございます。

証明願の提出者は、七沢にお住まいの I さん外 1 人でございます。

対象地は、七沢字日向川 1 筆、登記地目は畑、面積は 87 平方メートルです。

当該地は、平成 19 年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成 26 年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて 8 番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいの J さんでございます。

対象地は、金田字御嶽下向 3 筆、登記地目は全て畑、合計面積は 395 平方メートルです。

当該地は、平成 20 年頃から資材置場及び河川敷の一部となり、現在に至っているもので、平成 26 年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて 9 番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいの K さんでございます。

対象地は、三田字下川原 1 筆、登記地目は田、面積は 238 平方メートルです。

当該地は、昭和 49 年頃から農業用施設として使用し、現在に至っているもので、平成 8 年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に 10 番でございます。

証明願の提出者は、シンガポール共和国にお住まいの L さんでございます。

対象地は、三田字前川原 1 筆、登記地目は畑、面積は 17 平方メートルです。

当該地は、位置、面積、形状等からみて、農地の耕作の用に供することができない土地となっております。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 5、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 5 件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は三田字下川原8筆、現況地目は田、面積は2,930平方メートルです。

渡人は三田にお住まいのMさん、受人は東京都世田谷区南烏山3丁目にお住まいのNさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、義父及び両親の4人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は山際字中萩原1筆及び同字斉ノ神戸1筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,851平方メートルです。

渡人は愛川町中津にお住まいのOさん、受人は中町4丁目の株式会社P代表取締役Qさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び従業員の2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は飯山字西台下1筆及び同字上松堂3筆、現況地目は田及び畑、合計面積は2,445平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのRさん、受人は及川2丁目にお住まいのSさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人、配偶者及び両親の4人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は長谷字反町1筆、現況地目は田、面積は971平方メートルです。

渡人は長谷にお住まいのTさん、受人は長谷にお住まいのUさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

最後に5番でございます。

対象となる農地は棚沢字町田7筆、現況地目は全て田、合計面積は1,670.28平方メートルです。

渡人は愛川町中津にお住まいのVさん、受人は愛名にお住まいのWさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び父の3人です。

1番から5番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 5、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 5、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程 6、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主任〉

ただいま議題となりました議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 5 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地の所在は、小野字公所 3 筆、登記地目は全て畑、合計面積は 2,230 平方メートルです。

受人は小野の医療法人社団 X 理事長 Y さん、渡人は寿町 2 丁目にお住まいの Z さんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から 500 メートル以内かつ一団の農地の規模が 10 ヘクタールに満たない、第 2 種農地です。

受人は、小野で病院を経営しており、受人が駐車場として借りていた土地を地権者へ返却しなくてはならず、代わりとなる駐車場が近隣に必要なため、申請されました。

申請地は、北区画と南区画の 2 箇所に分かれております。

北区画につきましては、東側は道路、西側は畑、南側及び北側は畦畔に接しております。また、南区画につきましては、東側、南側及び北側は道路、西側は畑に接しております。

北区画につきましては、東側に出入口、南区画につきましては、北側及び南側の西の端に出入口を設け、また、接道部分のセットバックが無い箇所については、道路と同じ高さで道路と一体利用する区域を設け、全面転圧・砂利敷きし、駐車場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北区画につきましては、出入口のある東側及び申請地よりも隣接地が高い西側及び南側を除く北側に鋼板柵を新設、また、南区画につきましては、出入口及び申請地よりも隣接地が高い西側を除く、道路の用途となる部分との境に鋼板柵を新設し、土砂、雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきま

しては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和7年3月6日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は、上荻野字月米3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,697平方メートルです。

受人は上荻野の社会福祉法人a理事長bさん、渡人は座間市新田宿にお住まいのcさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、上荻野で福祉施設を運営する法人であり、受人が駐車場として借りていた土地を地権者へ返却しなくてはならず、代わりとなる駐車場が近隣に必要なため、申請されました。

申請地は、通路部分につきましては、東側は畑、西側は一体利用する法外道路となっている市道、南側は申請地駐車場部分、北側は道路、また、駐車場部分は、東側、西側は畑、北側は申請地通路部分を除き畑、南側は申請者譲受人が運営する福祉施設が建つ宅地に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口及び通路部分の一体利用となる法外道路との設置面を除いた全てにコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は、温水字宮原1筆、登記地目は畑、面積は399平方メートルです。

受人は東京都北区王子5丁目にお住まいのdさん、渡人は温水にお住まいのeさんです。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道管の2管が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ500メートル以内に光ヶ丘幼稚園及び中村医院の2施設が存する第3種農地です。

受人は、渡人eさんの子であり、農家本家の農業を支えるため、近隣に分家住宅を建てる必要があり申請されました。

申請地の東側及び南側は畑、西側は宅地、北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、木造2階建ての分家住宅を建築する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除いた全てにコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、都市計画法の開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて4番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字下川原17筆の一部、登記地目は全て田、合計面積は9,262平方メートルの内1,006.55平方メートルです。

受人は東京都渋谷区道玄坂一丁目のf株式会社 代表取締役gさん、渡人は三田にお住まいのhさん外8人です。

本申請は、使用貸借権設定によるボーリング調査のための一時転用許可申請です。

農地区分は、一団の農地の面積が10ヘクタール以上の第1種農地です。

受人は、東京都渋谷区に事業本所を置く建築設計請負や不動産業を営む法人で、現在、申請地一体に特定流通業務施設となる物流倉庫の開発を計画しており、その建築に係る地盤地質調査に伴い、ボーリング調査のための一時転用につき申請されたものです。

申請地は、調査箇所各所、作業用機械が入る通路側に道路が接しており、それ以外は田が接しております。

申請地は、ボーリング作業をする調査箇所の掘削を除き、作業用機械が田をそのまま走行できることもあり、造成工事等による形質の変更はありません。

形質変更なく、田のままで使用となるため、隣接地等への被害防除措置は特にありません。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に5番でございます。

対象となる農地の所在は、七沢字多々良沢1612番2、登記地目は原野、面積は439平方メートルです。なお、現況は畑となっております。

受人は平塚市御殿4丁目の株式会社i代表取締役jさん、渡人は愛知県名古屋市中区明月町2丁目にお住まいのkさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、平塚市に事業所を置く、建設業を主な事業として営む法人で、現在、県央地区方面に事業拡大をしており、厚木市内に資材置場が必要となり、申請されたものです。

申請地は、東側及び南側は道路、西側は畦畔、北側は一部畦畔を除き畑に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、資材置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口及び西側及び南側の申請地より隣接地が高い箇所を除き、鋼板柵を新設し、土砂、雨水及び表流水等の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

<三橋委員>

5 番について、申請地北側隣接の現況畑の土地は、接道が無いが、出入りはどうなるのか。

<農地管理係主任>

御指摘の申請地北側隣接農地につきましては、東側から出入りできます。
なお、道路とは東側隣接の他の筆を挟みますが、通行許可を取っているとのこと。
つきましては、本申請により出入りに支障が出るようなことはありません。

<三橋委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程 7、議案第 9 号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第 9 号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。
お諮りする案件は 2 件でございます。
初めに 1 番でございます。

申請人は、東京都町田市高ヶ坂 4 丁目にお住まいの 1 さんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号に規定する「JA あつぎ農業塾の基礎コース 10 か月間」を修了後、厚木市都市農業支援センターが設定した農家研修 14 か月

間を修了しております。

1さんは、自ら作物を作り、多くの方に届けたいとの思いで、就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程9、議案第11号で御審議いただきますが、小野字公所2筆、現況地目はともに畑、合計面積は921平方メートルでございます。

通作距離は、約20キロメートル、車で1時間ほどでございます。

作目は、ニンジン、カブ、キュウリ、ナス、サツマイモ、ハウレンソウ及びコマツナなどの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

2番でございます。

申請人は、愛名にお住まいのmさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾の基礎コース10か月間」を修了後、厚木市都市農業支援センターが設定した農家研修14か月間を修了する見込みとなっております。

mさんは、県立中央農業高校に在学中から、実習等を通じて食のありがたみを実感し、いつかは自分で作物を作りたいと考えていたそうです。国内の食糧自給率の低迷や高齢化による農家の減少について問題意識を持っており、少しでも解決に貢献したいとの思いで就農を決意されました。

耕作予定地については、日程9、議案第11号で御審議いただきますが、上古沢字南9筆、現況地目は全て畑、合計面積は7,019.35平方メートルでございます。

通作距離は、約3キロメートル、車で10分ほどでございます。

作目は、ナス、エダマメ及びサトイモなどの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第9号「新規就農者の認定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 9 号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決定しました。

続いて、日程 8、議案第 10 号に進みますが、議長が関係する案件が含まれておりますので、ここで議長を会長職務代理者に暫時交代いたします。

<議長代理>

それでは、日程 8、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は 53 番までございますが、1 番については山川宏司会長が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、山川宏司会長の退出を求めます。

〔山川宏司会長退室〕

<議長代理>

それでは、日程 8、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、御説明申し上げます。

貸人は愛甲西 3 丁目にお住まいの n さん、借人は飯山にお住まいの o さんでございます。

対象となる農地は愛甲字川久保 3 筆、現況地目は全て田、合計面積は 2,849 平方メートルです。

利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権設定で、更新設定です。

農用地の全てについて耕作等を行うことが認められ、また、耕作等に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長代理>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長代理>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長代理>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番については、原案のとおり決定されました。

ここで、山川会長を入室させてください。

〔山川会長入室〕

<議長代理>

ここで、議長を交代します。

<議長>

続いて、日程 8、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から94番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から94番について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は93件でございます。

2 番から94番までの合計集積面積は、150, 701. 20平方メートルです。

権利の種類別では、使用貸借権が90件、205筆、146, 929. 20平方メートルで、賃借権が 3 件、5 筆、3, 772平方メートルです。

地目別では、田が157筆、107, 012. 97平方メートル、畑が53筆、43, 688. 23平方メートルです。

利用目的別では、水稻が53件、普通畑が32件、果樹が 1 件、植木が 2 件、酪農が 1 件、レンコンが 1 件、水稻及び果樹が 1 件です。

契約期間別では、3 年間が82件、6 年間が 9 件、9 年間が 2 件となっており、新規設定が57件、更新設定が36件となっております。

2 番から93番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<山川宏司会長>

質問ではありませんが、お願いがあります。

16番について、目的は酪農だが、本申請者は、放し飼いなど、衛生状態などが悪い状態であり、何か対応をお願いしたいと思います。

〈都市農業支援担当主幹〉

酪農の視点から模索し、対応をしてみたいです。

〈山川宏司会長〉

よろしくお願いします。

〈議長〉

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から94番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から94番までについて、原案のとおり決定されました。

続いて、日程 9、議案第11号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました、議案第11号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明申し上げます。

まず、制度の説明をさせていただきます。

これまで本市では、貸し手と借り手の相対が、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」による貸し借りを推進してまいりましたが、令和 7 年 3 月末をもちまして、農業経営基盤強化促進法による貸し借りは廃止となりました。

令和 7 年 4 月以降に認可公告を行う市街化調整区域内の農地の貸し借りについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく「農用地利用集積等促進計画」によるものとなります。

農地中間管理事業の手続は、事務局で取りまとめた貸し借りの申し出については、農業委員会の総会に諮った後、農地中間管理機構である神奈川県農業会議に対して、促進計画の作成を要請します。

農地中間管理機構は今後、関係者に意見聴取等を行った上で、促進計画を作成します。

その後、農地中間管理機構は、県から認可権限の委譲を受ける本市へ認可申請を行い、令和 6 年 5 月 1 日までに市が認可することとなっております。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。

農地中間管理事業においては、農地所有者から農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構が耕作者へ転貸を行います。

初めに、「農地中間管理権の設定関係」、農地所有者と農地中間管理機構間の権利設定となりますが、40件、71筆、50,182.08平方メートルです。

すべて「新規」と記載しておりますが、37件がこれまでの利用集積計画からの移行になります。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定となりますが、23件、71筆、50,182.08平方メートルです。

こちらもすべて「新規」と記載しておりますが、1番から21番までは、これまでの利用集積計画からの移行です。初めての利用権設定としては、先ほどの議案第9号で、新規就農者の認定をしていただきました、22番の1さん及び23番のmさんの2件となっております。

契約期間は、すべて3年間となっております。

なお、借り人については、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上慎一委員>

この新たな制度は、地権者が農業会議・中間管理機構へ貸し、農業会議・中間管理機構が借り手に貸すことになるが、本委員会において前者及び後者のそれぞれ1回ずつ、同じ農地に対して2度にわたり同じような内容で諮ることになるのか。

<都市農業支援担当主幹>

そのとおりでございます。

そのような手続きを行うことになります。

<松前進会長職務代理者>

地権者が農地中間管理機構へ貸し、農地中間管理機構は一举に全件借り受け、借り受けた農地に対し、市内外問わず、例えば県内の農家等から各市町村を通すなどして、中間管理機構へ借りたい希望が上がり、中間管理機構において何らかの手続きを経て、借り手の選定を行い、マッチングを行うものではないのか。

<都市農業支援担当主幹>

実際には、マッチングは市で行うことになっております。

これまでとの違いは、農業会議・中間管理機構を介しての貸借となるものです。

〈三橋澄夫委員〉

それでは、1度の総会の場において、同じ農地の貸し借りに対し、地権者が農業会議・農地中間管理機構へ貸す部分及び農業会議・農地中間管理機構が借り手に貸す部分が対になって必ず2度、議案として出てくるということか。

〈都市農業支援担当主幹〉

基本的にはそのとおりとなります。今後は、例えば、借り手が途中で耕作を断念し、農業会議・中間管理機構との貸借を途中解約する場合、その農地について再度のマッチングを行いますし、新たな借り手に貸す場合、農業会議・農地中間管理機構が借り手に貸す部分の手続のみ、議案に出てくることも考えられます。

〈井上慎一委員〉

貸借の設定期間が満了になった時は、今後は制度上、農業会議・中間管理機構へ農地が返還されることになり、農業会議・農地中間管理機構が再度マッチングを行うことになると思うが、そうすると、同じ借り手が再度同様に借りることは難しくなるのではないか。

〈都市農業支援担当主幹〉

作業自体は市が行うので、同じ借り手が再度借りることは、容易なものと考えられます。

〈井上慎一委員〉

事務手続も内容も複雑化しているが、これまでと特に変わらないということか。

〈都市農業支援担当主幹〉

そのとおりでございます。

〈事務局長〉

重ねての説明となりますが、新たな制度では、これまでの貸し手である地権者と借り手となる耕作者等との間に、農業会議・農地中間管理機構が介入したため、同じ農地に対して2度にわたり同様に諮ることになりました。

それに伴い、総会議案書もこのようなかたちでの作成とさせていただきました。煩雑化し分かりにくい部分もあることと存じますが、御理解いただきたく存じます。

〈中丸豊委員〉

本議案に出てくる貸し手・借り手は、これまでの利用権設定の手続に間に合わなかったのか。

〈都市農業支援担当主幹〉

今回は、主に更新の方、4月末で利用権設定期限をむかえる方となっており、その後、5月から新制度による利用権設定の対象となっている方です。

なお、3月末で利用権設定期限をむかえる方は、これまでの利用権設定により更新を行っており、先ほど、議案第10号で承認いただいたものとなります。

〈中丸委員〉

それでは今後、農業会議・農地中間管理機構へ地権者が農地を貸し、その後、市においてマッチングを行い、借り手へ農業会議・農地中間管理機構が貸すということになるが、マッチングして借り手へ貸すところまでは、時間的にはどのくらいかかるのか。

また、なかなか借り手が出てこない場合には、農業会議・農地中間管理機構が借り手を探すことになるのか。

〈都市農業支援担当主幹〉

時間的には、2か月から3か月を要すものと御案内しております。

また、マッチングは、あくまでも市において行っていくものとなっており、農業会議・農地中間管理機構が借り手を探すということは、現状としてはございません。

〈中丸委員〉

分かりました。

〈議長〉

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第11号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第11号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定されました。

続いて、日程10、議案第12号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました、議案第12号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、農地中間管理機構であります神奈川県農業会議が、農地の貸し借りのマッチングを行ったものについて、利用集積を行うため、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項の規定に基づき、厚木市に対し、農用地利用集積等促進計画案の作成を行うよう求めているものであり、厚木市が同計画案を作成するに当たり、同条第3項の規定に基づき、農業委員会

に対し意見を求めているものでございます。

したがって、委員の皆様には、同計画案について、農業委員会としての意見をご審議いただくこととなります。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。

初めに、「農地中間管理権の設定関係」、農地所有者と農地中間管理機構間の権利設定となりますが、対象となる農地は、3件、3筆。

1番については年間賃料1,500円の賃借権で、貸借期間は令和7年6月1日からの1年間。2番、3番につきましては、6年間の使用貸借権となっております。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定となりますが、対象となる農地は、2件、3筆。

先ほどの権利の設定に対応するものとなりますが、権利の設定を受ける転借人は、すべて相模原市中央区矢部4丁目にお住まいのpさん。pさんにつきましては、主に愛川町、相模原市で水稻、露地野菜を生産しており、市内では棚沢地区で、8筆、合計5,666平方メートルの田を借りて、水稻を生産しています。

1番については、年間賃料1,500円の賃借権で、貸借期間は令和7年6月1日からの1年間。2番につきましては、6年間の使用貸借権となっております。

なお、転借人については、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第12号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおりで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

異議なしとして認めます。

よって、日程10、議案第12号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」については、意見なしとして回答することに決しました。

続いて、日程11、議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、市街化区域内の生産緑地の貸借に係る案件でございます。

農地の貸し借りににつきましては、市街化調整区域内の農地については、「農業経営基盤強化促進法」や「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく貸借が一般的となっておりますが、市街化区域内の生産緑地を貸借する手法として、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による制度が設けられております。

都市農地貸借法に基づく貸借につきましても、農業経営基盤強化促進法による貸借と同様に、契約期間が経過した後は、所有者に農地が返還されることや、借り手は農地のすべてを効率的に利用することとされております。

手続につきましては、借り手が市に事業計画認定申請をし、農業委員会の決定を経て、市長が認定することとされております。

今回、市に事業計画認定申請があり、市から農業委員会の決定を求められたため、本総会にお諮りするものでございます。

それでは、案件に入らせていただきます。

対象となる農地は、上荻野字東410番外1筆。登記・現況地目はともに畑。合計面積は2,111平方メートルでございます。

貸人は、鳶尾5丁目にお住まいのqさん。借人は、上荻野にお住まいのrさんです。

使用貸借権の設定期間は、令和7年4月1日から令和10年2月29日までの2年11箇月です。

当事者間の貸借契約では、3月1日からとなっておりますが、権利の設定は、農業委員会の決定を経て市長が認定した日からとなりますので、4月1日からとなっております。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件については、申請書の記載内容を事務局で確認いたしまして、満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

続いて、日程12、議案第14号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第14号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、御説明申し上げます。

厚木農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するに当たり、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項」の規定に基づき、厚木市長から農業委員会に意見を求められたものであります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

本議案について、事務局の説明が終わりましたが、農業振興地域整備計画の所管は農業政策課となりますので、同課から説明をしていただきたいと思います。

職員を入室させてください。

〔農業政策課長入室〕

<議長>

それでは、農業政策課長から説明をしていただきます。

よろしくお願いします。

<農業政策課長>

ただいま議題となりました、「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、詳細の御説明をさせていただきます。

本件は、厚木農業振興地域整備計画の内、農用地利用計画を変更することから、法令に基づき、農業委員会の意見を伺うものです。

また、本件につきましては、昨年5月27日の定例総会において御審議いただいた、温水地区の農家分家住宅建設に係る農用地区域の除外について、農用地区域から除外した面積と、開発部局と調整した開発予定面積との間に相違が出ていることから、今回、道路後退部分に要する面積を追加で除外するに当たり、改めて農業委員会の意見を伺うものです。

それでは本日お手元にお配りさせていただいている厚木農業振興地域整備計画書の地番表（案）の抜粋版と表示してあります資料をご覧ください。

こちらは、本件にかかる農用地区域の地番を記載したものです。

1枚おめくりください。

今回変更する箇所を朱書きにしております。

1枚おめくりください。

農用地区域除外理由の資料になります。

除外する土地の所在地一覧につきましては、2の除外する土地の所在地等に除外する土地の所在地、面積を記載しております。

道路後退部分に該当する1筆を農用地区域から除外するものです。

除外する農地の位置関係につきましては、1枚おめくりいただいた所に位置図、詳細図を添付させていただきました。

位置図につきましては、朱塗りで表示しております。

詳細図につきましては、赤枠で表示しております。

黄色で着色してあるのは農用地区域内の農地となっております。

なお、今後の予定でございますが、令和7年5月中を目途に除外を完了できるよう、法令に基づく手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

農業政策課長からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

質問はないようですので、農業政策課長はここで退出してください。

[農業政策課長退室]

<議長>

これまでの説明で、本件については御理解いただけたのではないかと思います。

本議案につきましては、先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の規定により、農業委員会は厚木市長から意見を求められているものでございます。

事務局に尋ねますが、市長への意見として、何か案はありますか。

<専任主幹>

農業委員会の役割を認識し、事務局案としてここに提案させていただきます。

「厚木農業振興地域整備計画の変更に関する計画策定については、農用地の集団的活用の推進及び地域の農業振興の観点から検討したところ、実情に即したものであると判断します。

なお、厚木農業振興地域整備計画は、本市の農業の基本となるものですので、計画変更に当たっては、今後とも慎重に対応されたい。」

以上でございます。

<議長>

ただいま、事務局案が提案されましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

異議なしの声をいただきましたので、お諮りいたします。

日程12、議案第14号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」についての農業委員会の意見は、事務局案とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程12、議案第14号「厚木農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、ただいまの事務局案とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

令和7年3月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
